

鹿野・森田法律事務所報酬算定基準一覧表(1) 令和3年4月1日改訂(消費税込)

	事 件 等	報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
法律相談	1 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5500円	
		一般法律相談料	30分ごとに5500円以上2万7500円以下	
	2 書面による鑑定	鑑 定 料	複雑・特殊でないときは22万円以上33万円以下	
民 事 事 件	1 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円～26万4000円 300万円を超え3000万円以下の場合 26万4000円～174万9000円 3000万円を超え3億円以下の場合 174万9000円～1065万9000円 3億円を超える場合 1065万9000円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は11万円	特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。  算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む) ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 チ 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額 テ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減額請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額)  算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額する場合がある。 ※ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額いたします。
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 ～52万8000円 300万円を超え3000万円以下の場合 52万8000円～349万8000円 3000万円を超え3億円以下の場合 349万8000円～2131万8000円 3億円を超える場合 2131万8000円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。	
	2 調停・示談交渉事件	着 手 金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額する場合がある。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は11万円	
	3 契約締結交渉	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 3000万円以下の場合 11万円～36万3000円 3000万円を超え3億円以下の場合 36万3000円～184万8000円 3億円を超える場合 184万8000円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は11万円	
		報 酬 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 ～13万2000円 300万円を超え3000万円以下の場合 13万2000円～72万6000円 3000万円を超え3億円以下の場合 72万6000円～369万6000円 3億円を超える場合 369万6000円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。	
	4 督促手続事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 5万5000円～6万6000円 300万円を超え3000万円以下の場合 6万6000円～36万3000円 3000万円を超え3億円以下の場合 36万3000円～184万8000円 3億円を超える場合 184万8000円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は5万5000円	
		報 酬 金	1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求いたします。	
	5 手形・小切手訴訟事件	着 手 金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 5万5000円～13万2000円 300万円を超え3000万円以下の場合 13万2000円～87万4500円 3000万円を超え3億円以下の場合 87万4500円～532万9500円 3億円を超える場合 532万9500円～ ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合がある。 ※ 着手金の最低額は5万5000円	



事 件 等	報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
11 破産・民事再生・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額  (1) 事業者の自己破産 55万円以上 (2) 非事業者の自己破産 8ページ付表2のとおり (3) 自己破産以外の破産 55万円以上 (4) 事業者の民事再生 110万円以上 (5) 非事業者の民事再生 8ページ付表2のとおり (6) 会社整理 110万円以上 (7) 特別清算 110万円以上 (8) 会社更生 220万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。
	報 酬 金	(1)～(3)については発生しない。 (4)は、再生計画認可を受けたとき上記着手金の2倍。 (5)は、8ページ付表2のとおり。 (6)～(8)は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等、当事務所の労力を考慮して算定する。	
12 任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 55万円以上 (2) 非事業者の任意整理 22万円以上 ※消費者金融・ヤミ金などを相手方とする場合 8ページ付表2のとおり	
	報 酬 金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資産(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額、以下同じ)につき 500万円以下の場合 ～82万5000円 500万円を超え1000万円以下の場合 82万5000円～137万5000円 1000万円を超え5000万円以下の場合 137万5000円～489万5000円 5000万円を超え1億円以下の場合 489万5000円～819万5000円 1億円を超える場合 819万5000円～ (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資産につき 5000万円以下の場合 ～165万円 5000万円を超え1億円以下の場合 165万円～275万円 1億円を超える場合 275万円～ ※消費者金融・ヤミ金などを相手方とする場合 8ページ付表2のとおり ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受ける場合がある。	
13 過払金請求事件（12の事件のうち、利息制限法内の利率で引き直したときに生じるいわゆる過払いの請求を目的とした事件）	着 手 金	8ページ付表2のとおり	
	報 酬 金	8ページ付表2のとおり	
14 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着 手 金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※ 着手金の最低額は11万円
	報 酬 金	1の報酬金の額の2分の1の額	

鹿野・森田法律事務所報酬算定基準一覧表(2)

※簡易計算一覧表

	事 件 等	報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額		備 考	
刑 事 事 件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着 手 金	33万円以上55万円以下		<p>※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公開開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。</p> <p>※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受ける場合がある。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額する場合がある。</p> <p>※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。</p>	
		報 酬 金	起 訴 前	不 起 訴		33万円以上55万円以下
			求 略 式 命 令	上記の額を超えない額		
		起 訴 後	刑の執行猶予	33万円以上55万円以下		
	求刑された刑が軽減された場合		上記の額を超えない額			
	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着 手 金	55万円以上			
		報 酬 金	起 訴 前	不 起 訴		55万円以上
			求 略 式 命 令	55万円以上		
		起 訴 後	無 罪	66万円以上		
			刑の執行猶予	55万円以上		
求刑された刑が軽減された場合			軽減の程度による相当額			
検察官上訴が棄却された場合	55万円以上					
3 再審請求事件	着 手 金	55万円以上				
	報 酬 金	55万円以上				
4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着 手 金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものと別々に受ける場合がある。				
	報 酬 金	報酬金、依頼者との協議により受ける場合がある。				
5 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着 手 金	1件につき	11万円以上			
	報 酬 金	報酬金、依頼者との協議により受ける場合がある。				
少 年 事 件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分取消	着 手 金	33万円以上55万円以下			
		報 酬 金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	33万円以上		
			その他	33万円以上55万円以下		

事件等（手数料の項目）	分 類	弁 護 士 報 酬 （ 手 数 料 ） の 額	備 考
裁判上の手数料	1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受ける場合がある）	基本	22万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
事件等（手数料の項目）	分 類	弁 護 士 報 酬 （ 手 数 料 ） の 額	備 考

裁判上の手数料	2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円 300万円を超え3000万円以下の場合 11万円～40万7000円 3000万円を超え3億円以下の場合 40万7000円～189万2000円 3億円を超える場合 189万2000円～			
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。			
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額			
	4 倒産整理事件の債権届出	基 本	5万5000円以上11万円以下			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額			
5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		11万円以上22万円以下				
裁判外の手数料	1 法律関係調査（事実関係調査を含む）	基 本	5万5000円以上22万円以下			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	11万円		
			経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	22万円		
			経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上		
		非定型	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 11万円 300万円を超え3000万円以下の場合 11万円～40万7000円 3000万円を超え3億円以下の場合 40万7000円～129万8000円 3億円を超える場合 129万8000円～		
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万3000円を加算する。				
	3 内容証明郵便作成	基 本	弁護士名の表示の有無を区別せず、 3万3000円以上5万5000円以下			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
4 遺言書作成	定 型	11万円以上22万円以下				
	非定型	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 22万円 300万円を超え3000万円以下の場合 22万円～51万7000円 3000万円を超え3億円以下の場合 51万7000円～140万8000円 3億円を超える場合 140万8000円～			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万3000円を加算する。			
5 遺言執行	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 33万円 300万円を超え3000万円以下の場合 33万円～92万4000円 3000万円を超え3億円以下の場合 92万4000円～389万4000円 3億円を超える場合 389万4000円～				
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額				
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求いたします。				
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本金若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 ～44万円 1000万円を超え2000万円以下の場合 44万円～77万円 2000万円を超え1億円以下の場合 77万円～253万円 1億円を超え2億円以下の場合 253万円～363万円 2億円を超え20億円以下の場合 363万円～1353万円 20億円を超える場合 1353万円～				
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 ※ 事案によっては増減額いたします。	5万5000円			

		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき 1100円	
事件等（手数料の項目）		分類	弁護士報酬（手数料）の額	備考
裁判外の手数料	8 株主総会等指導	基本	33万円以上	
		総会準備も指導する場合	55万円以上	
	9 現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明）		1件 33万円 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額いたします。	
	10 簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 3万3000円 給付金額が150万円を超える場合 3万3000円～ ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額いたします。	

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額5万5000円以上	
	非事業者の顧問料	年額6万6000円（月額5500円）以上	
日当	片道1時間程度 片道1～2時間程度 片道2～3時間程度 片道3時間以上	一般 2万2000円 顧問 1万6500円 一般 3万3000円 顧問 2万2000円 一般 5万5000円 顧問 3万3000円 一般 7万7000円 顧問 4万4000円	古川、大河原 石巻、築館、福島、郡山、一関、盛岡、山形、登米 東京、八戸、秋田、いわき、気仙沼、青森

- (注) 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万1000円以上の時間制（日当を含み、実費を含まない）も選択できます。
- 2 弁護士報酬の支払時期
- イ 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき
- ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
- ハ その他の弁護士報酬 本算定基準に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
- 3 事件等の個数等
- イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
- ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- 4 依頼者の人数と弁護士報酬請求権等
- イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求する場合がある。
- ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額する場合がある。
- ハ 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求する場合がある。
- 5 弁護士の説明義務等
- イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
- ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬見積書を交付いたします。
- 6 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除する場合もある。
- 7 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額する場合がある。
- 8 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額する場合がある。
- 9 委任契約の中途終了
- イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
- ロ イにおいて、弁護士のみが重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還します。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しない場合がある。
- ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求する場合がある。
- 10 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止する場合がある。
- 11 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおく場合がある。

（一覧表（1）の11,12,13について 平成20年9月9日改訂）

（令和3年4月1日税込み表示に訂正）

# 付 表 1

鹿野・森田法律事務所

## 日 当 基 準 表

消費税込 (円)

	基準(移動時間)	行 先(例)	一般	顧問
A	片道1時間以内	古川 大河原	22,000	16,500
B	片道1～2時間程度	石巻 登米 築館 福島 郡山 一関 盛岡 山形	33,000	22,000
C	片道2～3時間程度	東京 八戸 秋田 いわき 気仙沼 青森	55,000	33,000
D	片道3時間以上		77,000	44,000

平成26年4月1日 改訂  
令和3年4月1日税込み表示に改訂

付 表 2 (税込表示)

債務整理	個人の破産		個人の民事再生		ヤミ金		完済後の過払金回収
	着手金		着手金		着手金(一社あたり)		着手金(一社あたり)
標準	1件 55,000	標準	標準	330,000	1件 77,000	鑑定料(過払金 額の算定)	16,500
	2件 82,500	ただし、案件によっては、着手金を増額する。	住宅条項利用	1社につき 110,000円 を追加	2件以降は1件 あたり55,000円 を加算		
	3件 110,000		ただし、案件によっては、着手金を増額する。	ただし、案件によっては、着手金をさらに増額する			
	4件以上は1件 あたり27,500円 で再計算						
抵当権あり	通常の示談交渉事件と同基準						
保証人あり	原則標準通り						
<b>追加の着手金</b>							
過払金請求訴訟提起	なし	追加の着手金等(過払金回収)	追加の着手金等(過払金回収)	追加の着手金	追加の着手金	追加の着手金	追加の着手金
控訴	通常の訴訟事件と同様の基準	示談交渉(後払い)	27,500	示談交渉(後払い)	27,500	なし	過払金の回収を依頼する 場合、通常事件と同基準
執行	通常の訴訟事件と同様の基準	訴訟の提起	なし	訴訟の提起	なし		
		報酬	債務整理と同基準	報酬	債務整理と同基準		
		<b>報酬(免責)</b>		<b>報酬(再生計画認可)</b>		<b>報酬</b>	
債務の減少	減少の10%	標準	なし	標準	220,000	債務の減少	減少の10%
示談交渉による回収	回収の20%	ただし、案件によっては、報酬を請求する。	ただし、案件によっては、報酬を請求する。	ただし、案件によっては、報酬を増額する		回収	回収の20%
訴訟による回収	回収の24%						通常事件と同基準

債務整理の一環として完済した業者から過払金を回収する場合は、債務整理の基準に拠る。



《予納金》

負債総額	法人	自然人
5000万円未満	50万円～70万円	30万円～50万円
5000万円以上1億円未満	100万円	80万円
1億円以上5億円未満	200万円	150万円
5億円以上10億円未満	300万円	250万円
10億円以上	400万円	400万円